

22 開拓使および札幌県における

医術開業免状について

○島田保久・長瀬 清・横田 一郎
菊田道彦・福井卓治・吉田 信

北海道立文書館には開拓使時代、三県時代の文書が多数收藏されている。開拓使は明治二年（一八六九）七月に設置され、明治一五年（一八八二）二月に廃止された。同年二月から函館、札幌、根室の三県にわかれ、明治一九年（一八八六）一月北海道庁が設置されるまでの期間を三県時代と称した。その收藏された文書のなかに医療に係るものが多数混在しており、そのほとんどが調査されずにいるのが現状である。演者等はこれらの医療に関する文書の発掘、調査を行っているが、資料紹介をかねて、その一部を発表する。

医術開業免状については関場不二彦の「札幌医事沿革史・自明治二年至十七年」（『関場理堂選集』所収）にふれているに過ぎない。道立文書館の收藏文書のなかに「医

術開業本免状願留・明治十一年ヨリ十五年ニ至ル・衛生事務取扱」（以下「本免状願留」）、「札幌県官吏履歴書」（以下「官吏履歴書」）、「札幌県治類典・明治十七年自一月・医事取締・衛生課」（以下「県治類典一七年」）、「札幌県治類典・明治十八年自一月至十二月医事取締・衛生課」（以下「県治類典一八年」）があり、そのなかに多くの医術開業免状に関する事項が記載されていた。

「本免状願留」によると、明治四年（一八七二）一月札幌病院医局名で松田革蔵に内外医術開業を認めている。翌五年（一八七三）五月札幌病院御用掛高山周徳は開拓使庶務課に、各病院には人材を採用し、医業の免状なき非医師は廃するよう提言している。

明治八年（一八七五）には東京・京都・大阪の三府において、医制に基づき医術開業試験（旧試験）の合格者に開業免状を交付することとし、翌九年（一八七六）には各県でも試験（旧試験）により免状を交付することとした。明治一〇年（一八七七）内務省達乙第七六号により、開拓使病院医員は本人の願書と履歴書、開拓使の添書をつけ申し出ると開業免状が交付されることとなった（奉職履歴

医)。「本免状願留」によると、高山周徳・三田村多仲・重松裕二・奥山敬造・立花幸資・本郷道徹・川上元養が免状を交付された。翌一年(一八七八)には指山謙二・馬島讓・三浦元碩・平井浪江・桑島愛・瀬之口敬介・宮崎養策・赤城信一・渡辺柳・中山武二・斎藤寛敦・古田誠三・神尾綱郡・村山謙造・菊池晩節・南部保子・林暢一・河崎為直・高畑道賢・高橋玄寿・吉川昌行に、一二年(一八七九)には本邸久記・大洗正義に交付された。一三年(一八八〇)五月開拓使は医術開業せんと欲するものには理学・化学・解剖学・病理学・薬物学・内科学(あるいは専門各科)・外科学の七科に合格した上で免状を、六月従来開業していたものに仮免状を交付した。奉職履歴医として吉田好達・根守秀逸・小黑唯足(齢)・橋本政次郎・小柳政五郎に免状が交付された。

明治一五年(一八八二)二月開拓使が廃止され、函館、札幌、根室の三県となった。札幌県では内務省の問題交付をえて、八月斎藤専三、一〇月小林英太に医師開業試験を行い、翌年一月免状が交付された。同一六年(一八八三)にも医術開業試験を行い、松本秀輝・樋口泰策・河内

敬太郎に免状が交付された。「官吏履歴書」、「県治類典一七年」、「県治類典一八年」を調査すると、明治一七年(一八八四)、同一八年(一八八五)までに医術開業免状を交付された医師は一〇三名、その登録番号についても発表したい。

(北海道医史学研究会)